

第十回「神南小学校建て替え準備委員会」を実施しました

第十回では、神南小の基本設計検討案と公園通り西地区市街地再開発事業の再開発棟建物計画についてご報告いたしました。基本計画の振り返りから始まり、外構周りの考え方の説明や児童や利用者の動線計画も踏まえて、変更・更新された部分の説明や学校内外部のイメージ図などをご紹介します。今回頂いた委員の皆様のご意見も踏まえて、基本設計の取りまとめを進めていく事をお知らせしました。

発行年月日：令和5年10月23日
 発行者：渋谷区教育委員会事務局
 住所：〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号4階
 問い合わせ先：電話：03-3463-2795 Mail：sec-gakko-seibi@shibuya.tokyo

R5.9.7 第十回委員会 議題

- (1) 神南小の基本設計検討案について
- (2) 公園通り西地区市街地再開発事業再開発棟の建物計画案について (別添資料あり)
- (3) 意見交換

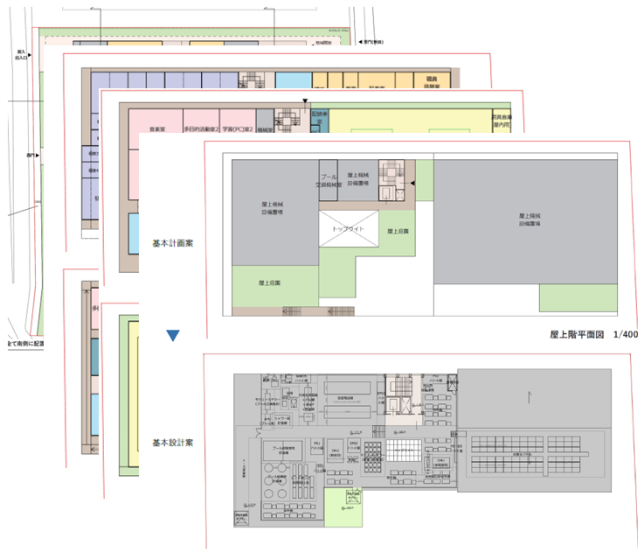
神南小学校の今後のスケジュールについて

基本設計の取りまとめが終わった後、工事を行うための詳細な検討や作図を行う“実施設計”という段階に入る予定です。現時点では、実施設計開始時期が未定のため、次回建て替え準備委員会の開催については、改めてご連絡することをお伝えしました。

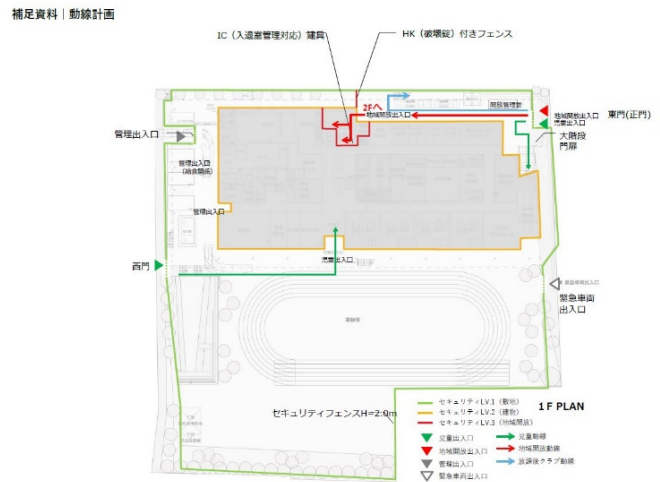
(1) 神南小学校の基本設計 (検討案) についてご説明

基本計画からの変更点や、敷地内の動線や外部・内部空間の考え方などをご説明いたしました。

■基本計画からの変更部分をご説明



■動線計画の説明資料



(2) 公園通り西地区市街地再開発事業再開発棟の建物計画案について ※別添資料参照 (公園通り西地区再開発準備組合よりご説明)

計画概要	再開発棟	小学校
計画容積率	約1,000%	約150%
敷地面積	約4,627㎡	約7,706㎡
階数	地上34階、地下3階	地上5階
建物高さ	約150m	約25m
延床面積	約73,900㎡	約11,500㎡
主要用途	共同住宅、事務所、店舗、駐車場等	小学校
竣工予定	2031年度	2028年度 (供用開始2029年度)

(3) 主な小学校に関するご意見

<頂いたご意見も含めて、今後とりまとめを行います。>

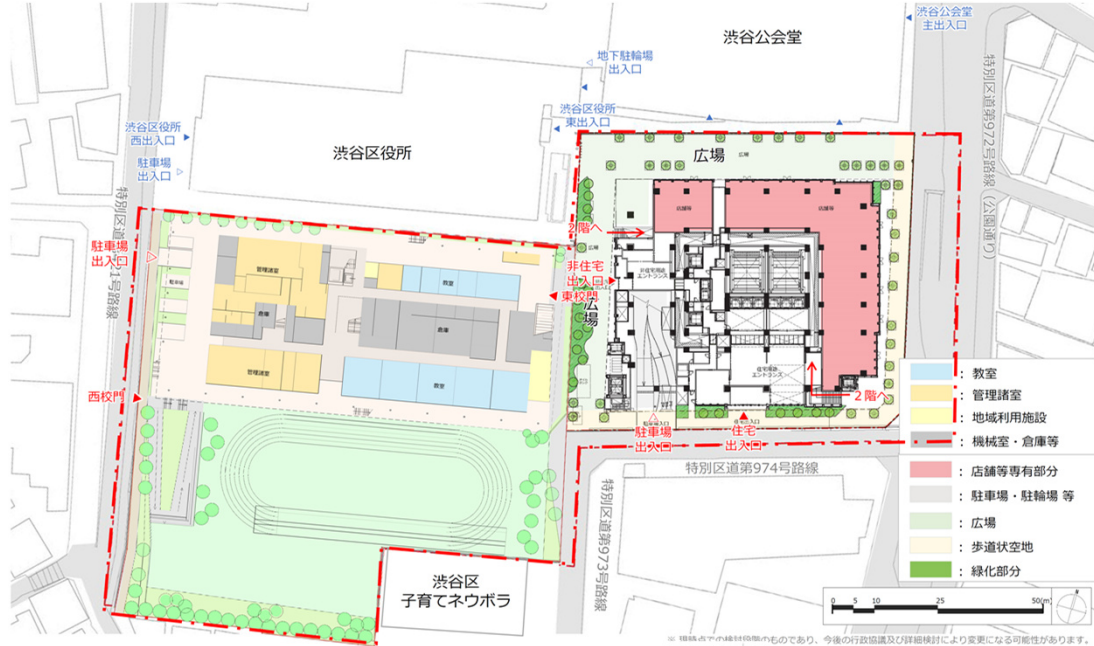
- PTAの荷物や書類等が置ける場所は確保してほしい。
- 運動場のトラックの位置は、安全上問題がないように適正に配置してほしい。
- 工事スケジュールを心配している。開校時期などが変わらないようにしてほしい。

※再開発棟のご意見に対するご意見・回答は、別添資料に記載しています。

(別添) 公園通り西地区市街地再開発事業再開発棟の建物計画案について

問い合わせ先：公園通り西地区市街地再開発準備組合
 電話：03-6416-5150
 メール：kouendoorinishi@tokyo.email.ne.jp

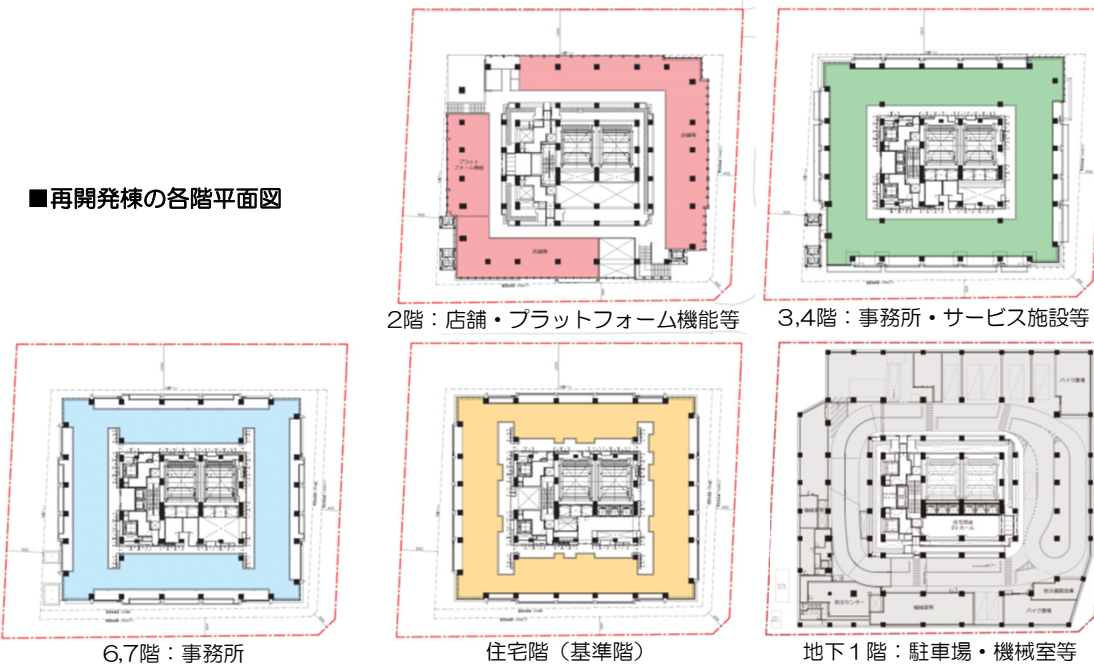
■ 1階平面図兼配置図



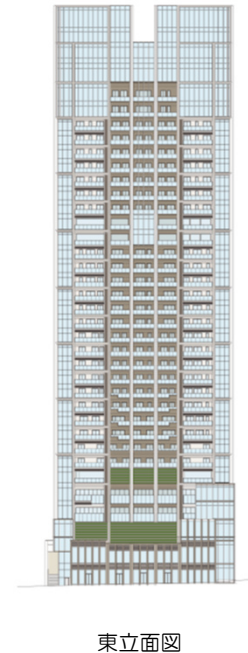
■ 再開発棟の計画案の説明資料



■ 再開発棟の各階平面図



■ 立面図



■ 用途構成図



※プラットフォーム機能：地域まちづくり活動の促進や小学校との連携を図る機能

※計画内容については、今後変更になる可能性があります

(別添) 公園通り西地区市街地再開発事業再開発棟の建物計画案について

問い合わせ先：公園通り西地区市街地再開発準備組合
 電話：03-6416-5150
 メール：kouendoorinishi@tokyo.email.ne.jp

パース位置キープラン



■外観イメージ図



①計画地南西側上空より計画地を望む



②宇田川町交差点から計画建物を望む

■広場イメージ図



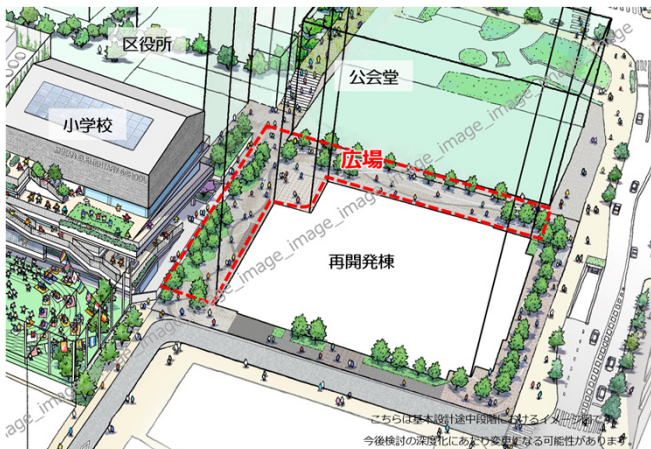
③広場(区庁舎側)を区庁舎エントランス前から望む



④計画地北東側から広場(渋谷公会堂側)を望む



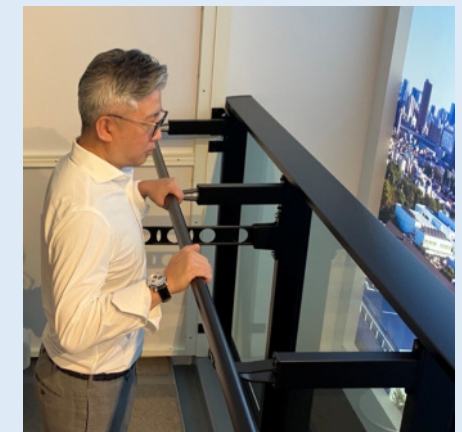
⑤広場(小学校側)を計画地南側から望む



《広場イメージ》

■再開発棟に関する主な意見の回答

- Q.バルコニーからの落下物対策はしっかりと検討してほしい。
 ⇒A.本計画にて適用を受ける予定の高度利用地区では落下物対策の定めがございませんが、東京都総合設計制度の要綱に準じた落下物対策である、二重手すりなどの対策を実施します。
- Q.プラットフォーム機能の具体的な使われ方について検討してほしい。
 ⇒A.今後検討して参ります。
- Q.建物の高さは、どの程度で計画しているのか。
 ⇒A.高さは、パークコート渋谷ザタワーと同程度の約150mで計画をしております。
- Q.小学校の敷地は、現在から変更しないのか。
 ⇒A.変更ございません。
- Q.広場の通行は可能か。
 ⇒A.歩行者は、24時間通り抜けが可能となります。また、一般車両は通行不可ですが、緊急車両については通行可能となります。



二重手すりの事例写真

※計画内容については、今後変更になる可能性があります